

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 開示の請求

異議申立人は、平成15年9月23日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、東広島地域事務所建設局竹原支局の管轄区域内において、市街地区域外の家屋が集まって形成されている集落内における狭小ないわゆる生活道路（以下「本件道路」という）において、道路法（昭和27年法律第180号）第47条第2項及び車両制限令（昭和36年政令第265号）の規定にかかわらず、路肩部分を含め道路幅員を一杯に使用して自動車を通行させている道路の具体的な場所と当該道路への防護柵（ガードレール）の設置の有無及び当該道路部分の通行禁止や通行制限等の措置の有無を明らかにする資料（弁明書の作成に当たり把握した資料を含む。）の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、本件道路において、道路法第47条第2項及び車両制限令の規定にかかわらず、路肩部分を含め道路幅員を一杯に使用して自動車を通行させている道路の具体的な場所と当該道路への防護柵（ガードレール）の設置の有無及び当該道路部分の通行禁止や通行制限等の措置の有無を明らかにする資料（弁明書の作成に当たり把握した資料を含む。）（以下「本件対象文書」という。）について、作成又は取得していないため、不存在を理由とする行政文書不開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、平成15年10月7日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成15年11月10日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張趣旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1)平成15年10月7日付け東広建竹第163号による行政文書不存在通知書は、竹原支局自身が作成した平成15年9月12日付け東広建竹第51号の弁明書の中において

引用した事実関係の記述に関する基本的な根拠を隠匿するものである。当該事実関係を記述したものが存在しないという処分は、担当職員の感じ方という法的根拠のない抽象的な説明をもって、裁量権を濫用した結果であることから、申請人の権利を著しく侵害するものであり、当該不適法な処分に対して不服を申し立てるものである。

(2) 自らが弁明書の中で引用した事実に関する事柄であるにもかかわらず、その事実関係を記述した文書等は一切ないとする処分は、一方的に裁量権を濫用した行為が不適法であることを自覚した上で、その根拠をうやむやにしようと隠匿したものである。

(3) 道路管理者（竹原市）は、当該道路の幅員が法令の基準値を充足していないことから、当該道路の危険箇所を「自動車交通不能」として法的に管理しており、自動車の通行をまったく前提としていない。高さが2 m余りある河川底への転落という人命に係わる自動車の通行が法令により禁止されていることからこそ、防護柵（ガードレール）も設置していないにもかかわらず、「法令の規定にかかわらず、どこでも一般的に行われている。」との虚偽を竹原市から聞き取ったとして弁明書に明記したことは、広島県が絶大な裁量権を濫用して、虚偽の内容を公文書に明記したものであり、広島県情報公開条例に違反する処分を画策したものである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、本件処分を行った理由については、おおむね次のとおりである。

異議申立人のいう「本件道路」については、広島県が管理している道路ではない。

また、平成15年9月12日付け東広建竹第51号の弁明書において、引用した当該道路に係る事実関係（道路法第47条第2項及び車両制限令の規定に関わらず、路肩部分を含め道路幅員を一杯に使うって自動車を通行させることは一般的に行われており、特に必要な場合を除き、通行禁止や通行制限等の措置は行われていない。）については、道路管理者である竹原市からの聞き取り、現地確認等により組織として把握しているものであり、決して個人的見解によるものではないが、このことに関する文書は、作成又は取得しておらず、隠匿の事実はない。

以上のとおり、対象文書は存在しないことから、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号）第7条第2項により行政文書不存在通知を行ったものであり、本件処分は妥当である。

第5 審査会の判断

1 本件対象文書について

本件対象文書は、本件道路において、道路法第47条第2項及び車両制限令の規定にかかわらず、路肩部分を含め道路幅員を一杯に使うって自動車を通行させている道路の具体的な場所と当該道路への防護柵（ガードレール）の設置の有無及び当該道路部分の通行禁止や通行制限等の措置の有無を明らかにする資料（弁明書の作成に当たり把握した資料を含む。）の開示を求めたものであり、実施機関は、作成又は取得していないため、不存在としたものである。

2 本件処分の妥当性について

実施機関は、理由説明書において、「異議申立人のいう『市街地区域外の家屋が集まって形成されている集落内における狭小ないわゆる生活道路』については、広島県が管理している道路ではない。」と主張している。

県が管理していない道路について、実施機関が書類を作成・取得していないとしても特段不合理な点はなく、異議申立人が請求する資料を作成又は取得していないため不存在とした実施機関の主張は、特段不自然ではないことが認められる。

また、弁明書のなかで引用した「竹原市内では、市街地区域外の家屋が集まって形成されている集落内における、狭小ないわゆる生活道路においては、道路法第47条第2項及び車両制限令の規定にかかわらず、路肩部分を含め道路幅員を一杯に使うって自動車を通行させることは、一般的に行われている。これに対しては、特に必要がある場合を除いて、道路管理者が、通行禁止や通行制限等の措置を行っていない実態がある。よって、本件市道についても、生活道路として自宅への出入り等のため道路幅員より車幅の小さい普通車程度を通行させることは可能であると判断したものである。」の箇所について、実施機関は、理由説明書において、「道路管理者である竹原市からの聞き取り、現地確認等により組織として把握しているものであり、決して個人的見解によるものではないが、このことに関する文書は、作成又は取得しておらず、隠匿の事実はない。」と主張する。

当審査会において、県の関係規定である「広島県文書等管理規則（平成13年4月1日規則第31号）」及び「広島県文書等管理規程（昭和35年広島県訓令第42号）（以下「管理規程」という。）」を見分したところ、これらの規定のなかには、現地確認の際の写真等の作成・取得に関する規定は認められなかった。

ただし、関係機関からの聞き取りについては、管理規程第18条の規定で、「電話又は口頭で受けた事案のうち重要なもの」は、聞き取り票の作成を義務付けているが、本件の「道路管理者である竹原市からの聞き取り」の作成が管理規程第18条に定める「重要なもの」に該当するものかどうかは実施機関が判断するものであり、当審査会が判断する立場にない。

また、当審査会が実施機関に対し、他機関からの聞き取りや現地確認等を行った際の記録・写真等の作成・取得等の事務処理をどのように行うことになっているのかについて確認したところ、「平成15年当時の事務処理は、砂防法（明治30年法律第29号）等の関係法令や河川管理の手引き（広島県土木協会 平成元年3月改定）により行っているが、記録・写真の作成・保存等について記載したものは見当たらない。必要に応じて、記録・写真等を作成・取得等しており、必ずしも全てを作成・取得等しているものではない。」との説明があった。当審査会においても、砂防法（明治30年法律第29号）等の関係法令や河川管理の手引き（広島県土木協会 平成元年3月改定）を見分したところ、記録・写真の作成・保存等についての記載は見当たらず、実施機関の説明に不自然さはない。

以上のことから、「道路管理者である竹原市からの聞き取り、現地確認等により組織として把握しているものであり、このことに関する文書は、作成又は取得しておらず、隠匿の事実はない。」とする実施機関の主張は不合理なものではなく、本件対象文書を

作成又は取得していないとして不開示（不存在）とした実施機関の判断は妥当である。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
16. 2. 6	・ 諮問を受けた。
16. 3. 1	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
17. 11. 14	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
17. 11. 18	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
18. 1. 31	・ 異議申立人から意見書を収受した。
18. 2. 1	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
23. 5.26 (平成 23 年度第 2 回)	・ 諮問の審議を行った。
23. 6.16 (平成 23 年度第 3 回)	・ 諮問の審議を行った。
23. 7.28 (平成 23 年度第 4 回)	・ 諮問の審議を行った。
23. 8.29 (平成 23 年度第 5 回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（50音順）

【第2部会】

荒 井 秀 則	弁護士
中 坂 恵美子	広島大学大学院教授
横 藤 田 誠 （ 部 会 長 ）	広島大学大学院教授